

## 山梨県食品産業輸出強化促進事業費補助金交付要綱

### (通則)

第1条 6次産業化市場規模拡大対策整備交付金のうち輸出先国の市場変化に対応した食品等の製造施設等整備の緊急支援事業交付要綱（令和2年4月30日付け2食産第592号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）及び6次産業化市場規模拡大対策整備交付金のうち輸出先国の市場変化に対応した食品等の製造施設等整備の緊急支援事業実施要綱（令和2年4月30日付け2食産第591号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）の規定に基づき実施する山梨県食品産業輸出強化促進事業費補助金（以下「補助金」という。）については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大による輸出先国における家庭食ニーズの高まりといった消費行動の変化を踏まえ、表示等の規制に対応するため、事業実施主体が行う、輸出先国の市場変化に対応した冷凍食品等の家庭食品化又は新たな輸出先国への輸出に必要な規制への対応のために必要な製造ライン、保冷庫、小分け機、カット・スライス機、パッキング、ラベル等の施設及び設備・機器の整備並びに施設整備と一体となっていく、輸出をより効果的に促進するためのコンサル費等に要する経費について、予算の範囲内で補助する。

### (補助金の交付の対象及び補助率)

第3条 前条に規定する事業の経費、補助率及び事業実施主体は、別表に掲げるとおりとする。

### (補助金の交付申請書、提出期限)

第4条 補助金の交付を受けようとする事業実施主体は、補助金交付申請書（様式第1号）を別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

### (補助金の交付の条件)

第5条 規則第6条の規定による補助金の交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（別表に定める軽微な変更は除く。）をしようとするときは、変更承認申請書（様式第2号）を提出し、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を知事提出し、その指示を受けること。

#### （補助金の交付決定）

第6条 知事は、第4条の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

2 事業の実施については、前項の補助金の交付決定後に着手するものとする。

ただし、事業の円滑な実施を図る上で、交付決定前に着手する必要がある場合、事業実施主体は知事の指導・助言を受けた上で、交付決定前着手届（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

#### （遂行状況報告）

第7条 事業実施主体は、補助金の交付決定があった年度の12月末日現在において、事業遂行状況報告書（様式第6号）を作成し、同年度の1月15日までに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項に規定する時期のほか、補助事業の円滑かつ適正な執行を図るため必要があると認めるときは、事業実施主体に対して当該補助事業の遂行状況の報告を求めることができる。

#### （実績報告）

第8条 事業実施主体は、当該補助事業が完了した日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

2 第4条第2項のただし書により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないまま交付の申請をした事業実施主体は、前項の規定により実績報告を行うに当たり、当該消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

3 第4条第2項のただし書により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないまま交付の申請をした事業実施主体は、第1項の事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税等仕入控除税額報告書（様式第8号）により速やかに、知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、事業実施主体は、当該消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又は当該消費税等仕入控除税額がない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定（規則第13条の規定による確定をいう。）の日の翌年5月30日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(補助金の交付方法)

第9条 補助金の交付は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認める場合には、概算払いにより交付することができる。

2 事業実施主体は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(様式第9号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第10条 知事は、補助事業の完了若しくは廃止に係る実績報告を受けたときは、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合しているかを審査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、事業実施主体に通知するものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は当該命令のなされた日から20日(事業実施主体が当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認を必要とする場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日)以内とし、期限内に納付がない場合は未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第11条 知事は、第5条第1項(3)の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6条の交付決定の全部又は一部を取り消し又は変更することができる。

(1) 事業実施主体が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 事業実施主体が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 事業実施主体が、補助事業に関して、不正、事務手続きの遅延、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の取り消しをした場合において、既に当該取り消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 知事は、第1項(1)から(3)までの取り消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第10条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第12条 事業実施主体は、補助対象経費(補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」

という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入がある、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を知事に納付させることができる。

#### (財産の処分の制限)

第13条 取得財産等のうち補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第13条第4号の規定に基づく農林水産大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が10万円以上の機械及び器具とする。

- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条に定める財産の処分を制限する期間は、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)第5条に規定する処分制限期間とする。
- 3 事業実施主体は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、財産処分承認申請書(様式第10号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 前項の承認については、第12条第2項の規定を準用する。

#### (補助金の経理)

第14条 事業実施主体は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 事業実施主体は、前項の収入及び支出について、に基づき、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 事業実施主体は、取得財産等においては、前項の規定にかかわらず、当該取得財産等の処分制限期間中、前項に規定する帳簿等に加え財産管理台帳(様式第11号)その他関係書類を整備保管しなければならない。

#### (補助金調書)

第15条 事業実施主体は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、補助金調書(様式第12号)を作成しておかなければならない。

#### (地方公共団体以外に補助金を交付する際の条件)

第16条 事業実施主体は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

- 2 事業実施主体は、前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加する者に対し、指名停止等を受けていない旨の申立書(様式第13号)の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。
- 3 事業実施主体が補助事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、そ

の内容が交付申請書に具体的に記載してある場合は、「本来の交付目的の遂行に影響を及ぼさないこと」という条件を付したうえで知事の承認を受けたものとする。

(その他)

第17条 本要綱に定めるもののほか、本要綱の施行について必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附 則

1 この要綱は、令和2年7月3日から施行する。

#### 【 別 表 】

区 分	経 費	補助率	事業実施主体	軽微な変更
山梨県食品産業輸出強化促進事業費補助金	事業実施主体が、区分の欄の1、2の取組を行うのに要する実施要綱第2に規定する経費	事業費の1／2以内。	法人、市町村のほか、本事業の事業実施者として、相当と認められるもの（実施要綱第3に規定）	1 区分の欄に掲げる1、2の事業経費において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合  2 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合